

成蹊大学大学院外国留学規則

制 定 2007年3月7日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年3月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第25条第3項の規定に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）の大学院の学生の外国留学に関し必要な事項を定める。

(外国留学の定義)

第2条 この規則において「外国留学」（以下「留学」という。）とは、本学の許可を得て次条に規定する外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は研究所等における授業又は研究指導を、本邦外において受けることをいう。

2 この規則において「協定留学」とは、本学と協定を締結した外国の大学院への留学（大学間の協定において、大学院への入学を認める場合を含む。）をいう。

3 この規則において「認定留学」とは、前項以外の留学をいう。

(外国の大学院の定義)

第3条 この規則において「外国の大学院」とは、修士以上の学位の授与権を有する外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関をいう。

(学修の水準)

第4条 留学先における学修は、所属する課程に相当する水準のものであるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学修を進める上で必要な場合には、学部相当水準の科目を履修することができる。ただし、第14条に規定する修得単位の認定の対象とはならない。

(出願資格)

第5条 留学を希望する学生は、協定留学にあつては1年以上、認定留学にあつては6カ月以上本学大学院の所属する課程に在学していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程在籍者は、協定留学に出願することができない。

(出願手続)

第6条 留学を希望する学生は、協定留学にあつては指定された期日までに、認定留学にあつては原則として出国の2カ月前までに、所定の書類を所属研究科の長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第7条 留学の許可は、研究科教授会の承認を経て、学長が行う。

(留学期間)

第8条 留学期間の在学期間への算入については、大学院学則第25条第2項第2号の定めるところによる。

(協定留学の制限)

第9条 大学院在学中の留学期間が1年の協定留学への派遣については、1人あたり1回に制限する。

(留学期間の延長)

第10条 留学期間の延長を希望する学生は、原則として留学期間終了の2カ月前までに、留学期間延長願を所属研究科の長に提出しなければならない。

2 留学期間延長の許可は、研究科教授会の承認を経て、学長が行う。

(留学期間の短縮)

第11条 やむを得ない事情により留学期間を短縮して終了する場合は、留学短縮届を所属研究科の長に提出しなければならない。

2 留学期間短縮の許可は、研究科教授会の承認を経て、学長が行う。

(学修計画等の変更)

第12条 認定留学者が認定留学期間中に、留学先における学修計画の変更、留学先の変更、別の大学院からの受入許可に伴う留学先の追加等、学修計画等を変更しようとするときは、速やかに次の各号

に掲げる書類を所属研究科の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当該大学院からの受入許可書
- (2) 学修計画等の変更後の学修計画書
- (3) その他所属研究科の長が必要と認める書類

2 前項の学修計画等の変更に伴い、留学期間を延長する必要がある場合は、第10条に掲げる留学延長の処理を行わなければならない。

(留学終了手続)

第13条 留学を終了した学生は、帰国の日から1カ月以内に、次の書類を所属研究科の長に提出しなければならない。ただし、修得単位の認定を希望しない場合には、第2号から第4号までの書類の提出を要しない。

- (1) 留学終了届(帰国したときは、パスポートの写しを添付すること。)
- (2) 単位認定願
- (3) 外国の大学院が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 外国の大学院が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他研究科長が必要と認める書類

(修得単位の認定)

第14条 研究科教授会は、学生が留学期間中に修得した授業科目の単位のうち適当と認めたものについて、大学院学則第12条の定めるところにより、本学大学院の修了に必要な単位として認定することができる。

(継続履修手続等の取扱い)

第15条 留学前に履修中の授業科目については、留学終了後、各研究科の定めるところにより、帰国年度の継続履修を許可することができる。

2 前項に定める継続履修を希望する学生は、授業科目の継続履修願を、留学が許可された後、出国前に所属研究科の長に提出しておかななければならない。

3 後期開講科目の新規履修その他履修に関し必要な事項は、各研究科の定めるところによる。

(留学許可の取消し)

第16条 学長は、留学中の学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、研究科教授会の承認を経て、留学の許可を取り消す。

- (1) 修学の成果があがらないと認められるとき。
- (2) 学生としての本分に反したとき。

(留学中の納付金)

第17条 留学中の学生の納付金については、成蹊大学納付金に関する規則の定めるところによる。

(奨学金)

第18条 留学を許可された学生に対しては、奨学金を給付することができる。

2 前項の奨学金に関する規則は、別に定める。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)